

令和4年度第3回おいらせ町自治推進委員会 会議要旨	
日 時	令和4年10月4日(火) 13:30~15:00
場 所	本庁舎2階 201会議室
出席者	委 員 : 5名 事務局 : 2名(まちづくり防災課) 出席人数: 7名
次 第	1 開 会 2 案 件 (1) 自治基本条例の検証について (2) 今後の活動予定について 3 その他 4 閉 会
資 料	(1) 次第、本資料 (2) 資料1 自治基本条例検証用資料

次第	発言者	内容(要約)
1 開会		
開会	事務局	事務局進行により開会(13:30)
2 案 件		
(1) 自治基本条例の検証について		
案件	事務局	(1条毎に事務局から資料をもとに説明)
第17条 情報公開と説明責任		
	委員長	議会広報のほかに、町広報も発行している。 昨年度と同様の成果は出ていると考える。
第30条 行政評価		
	委員	事務事業の縮小等は、どのような基準で評価されているのか。
	事務局	事業ごとに項目別の点数をつけていき、合計点数に応じてAからDまでの ランク分けをしている。ある程度機械的に数値化をしている。
	委員長	過去には納税貯蓄組合の廃止等が行われたのも、この評価制度によるもの。
第31条 情報公開・情報共有		
	委員長	多数の資料がホームページ公開となっているが、ホームページを普段閲覧する委員はいるか。
	委員	必要にせまられて、時々アクセスすることはある。
	委員	日常ではほとんど触れることがない。

	委員長	機械の操作が分からない人や、インターネット環境が無い人はホームページだけで公開されても見ることができないのではないかな。
第32条 附属機関等における委員の公募		
	委員長	附属機関はすべて公募になればよいと考えている。以前は公募という考え方が浸透しておらず、今と異なり公募に手を挙げる人が全くいなかった。今は、公募への応募がある。公募の拡大に今後も力を入れていきたい。
	委員長	委員の方も、公募があった場合は、積極的に手を挙げてほしい。
第33条 参加の保障		
	委員	婦人会では、父の日贈呈式などで町長と直接対話の機会を持っている。町の事業でなくても、対話のタイミングはあったと思う。
	委員長	今実績が少ないが、コロナ禍収束により変わっていくと期待している。
第37条 まちづくり組織、第38条 まちづくり組織とおいらせ町		
	委員長	まちづくり組織の設立がしにくい要因が2つあり、1つ目は地域づくり協議会への支援が交付金ではなく補助金であること、2つ目は町から町内会へ直接各種補助金が出ていることだと考えている。 各町内会がまとまって活動しようという動きは生まれてきているだろうか。
	委員	現在は町内会が一つのまとまりとなって、地域課題をそれぞれ解決している。自分の町内会は独立した地形にあり、町内会内部では他の町内会と手を組んで、何かをやるという考えはあまりない。仮に地域づくり協議会を立ち上げたとしても、その組織で何かをやる必要性が薄い。協議会の役割を嫌がる人も多いのでは。
	委員	分譲地などで新しく一括で居住区ができた場所は、地域になじみがなく、新しく入ってきた人はほぼ町内会に入らない。
	委員長	町広報も毎戸に配付され、街灯も必要な場所に設置される。行政のサービスが充実するほど、町内会の仕事が減り、町内会に加入するというメリットがみえにくい面がある。
	委員	(町内会のメリットを増やすため) 街灯を町内会に管理させてはどうか。町内会も高齢化により、町内会を抜けるというケースが増えてきている。
	委員	自分の町内会はごみ関係と寄付集めがメインになっている。都会的な考え方を持つ人は、町内会に入るメリットを感じないと思うのではないかな。
	委員	町内会長にも、もっと地域に出て、周りの人に直接会ってほしいという声がある。
(3) 今後の活動予定について		
3 その他		
4 閉会		
		(修礼、散会)